

エリート日本語学校規則

第1章 総則

(目的)

第1条 本校は、外国人に対する日本語教育及び生活・習慣の指導を行い、国際交流を図り、国際交流の発展に寄与することを目的とする。

(名称)

第2条 本校は、エリート日本語学校という。

(位置)

第3条 本校(1号館を本校といふ。)は、東京都新宿区百人町1丁目8番10号に置く。また、分校として2号館を東京都新宿区北新宿1-1-16に置き、3号館を東京都新宿区歌舞伎町2-42-17に置ぐものとする。

第2章 コース、修業期間、収容定員及び休業日

(コース・修業期間・収容定員及びクラス数)

第4条 本校のコース、修業期間、収容定員及びクラス数は、次表のとおりとする。

部	コース名	修業期間	収容定員	クラス数	備考
第1部	一般2年コース	2年	170 人	9クラス	1月入学
	一般2年コース	2年	120 人	7クラス	4月入学
	一般2年コース	2年	150 人	8クラス	7月入学
	一般2年コース	2年	60 人	3クラス	10月入学
	小計		500 人	27クラス	
第2部	一般2年コース	2年	170 人	9クラス	1月入学
	一般2年コース	2年	120 人	7クラス	4月入学
	一般2年コース	2年	150 人	8クラス	7月入学
	一般2年コース	2年	60 人	3クラス	10月入学
	小計		500 人	27クラス	
計			1000 人	54クラス	

(始期－終期)

第5条 本校の一般2年コースは、4月、7月、10月及び1月に始まり、3月、6月、9月及び12月に終わる。

2 前項の期間を分けて、次の学期とする。

- (1) I 期 4月1日から 6月30日まで
- (2) II 期 7月1日から 9月30日まで
- (3) III 期 10月1日から12月31日まで
- (4) IV 期 1月1日から 3月31日まで

(休業日)

第6条 本校の休業日は、次のとおりとする。

- (1) 土曜日及び日曜日
- (2) 国民の休日に関する法律で規定する休日(4月下旬から5月上旬の1週間、上記以外の休日を各年度前に決まる。)
- (3) 夏休み(8月15日を前後とした1週間)
- (4) 学期間の休業
 - 1) 春季休業(3月下旬から4月上旬の3週間、終始日は各年度前に決める。)
 - 2) 夏季休業(6月下旬から7月上旬の2週間、終始日は各年度前に決める。)
 - 3) 秋季休業(9月下旬から10月上旬の2週間、終始日は各年度前に決める。)
 - 4) 冬季休業(12月下旬から1月上旬の2週間、終始日は各年度前に決める。)
- 2 教育上必要であり、かつ、やむを得ない事情があると校長が認めるとときは、前項の規定にかかわらず、休業日に授業を行うことができる。
- 3 非常災害その他急迫の事情があると校長が認めるときは、臨時に授業を行わないことができる。

(授業の終始時刻)

第7条 授業の終始時刻は、校長が定める。

第3章 教育課程、授業時数、学習の評価及び教職員組織

(教育課程)

第8条 本校の一般2年コースの教育課程及び授業時数は、次の表のとおりとする。ただし、ここにいう授業時数の1単位時間は、45分とする。

レベル	授業 週数	授業 時間/週	内容
初級 I	10 週	20 時間	漢字 162 字、語彙 930 字程度習得

		(5 日)	基本文型を積み上げながら、発話力を伸ばし、最低限の日常生活会話程度の日本語力をつける。 日本語能力試験 N5 取得目標
初級 II	10 週	20 時間 (5 日)	漢字 164 字、語彙 885 字程度習得 基本文型を積み上げながら、発話力を伸ばし、身の回りのことについて少し詳しくコミュニケーションする力を身につける。日本語能力試験 N4 取得目標
初中級基礎	10 週	20 時間 (5 日)	漢字約 550 字、語彙 420 語、身近な話題やそれに対する自分の意見を少しずつ述べる力を身につける。 日本語能力試験 N4~3 取得目標
初中級	10 週	20 時間 (5 日)	漢字約 600 字、語彙数約 1,000 語、身近な話題、自分の意見の平易な表現を身につける。 日本語能力試験 N3 取得目標
中級基礎 I	10 週	20 時間 (5 日)	漢字約 550 字、語彙数約 1,300 語、身近な経験、出来事、夢、希望、計画などを簡単な表現方法を習得する。 また、初級、初中級レベルで扱われる文法項目をもう一度復習しながら、定着を図る。
中級基礎 II	10 週	20 時間 (5 日)	日本語能力試験 N3 取得目標
中級 I	10 週	20 時間 (5 日)	漢字約 800 字、語彙約 2,000 語、身近なことで起きる、たいていの事態への対処の仕方を身につける。経験、出来事、夢、希望、計画などの述べ方、表現方法について習得する。日本語能力検定試験 N2 取得目標
中級 II	10 週	20 時間 (5 日)	漢字約 1,200 字、語彙数約 3,500 語、自分の専門分野の技術的な議論も含めて、複雑な言葉を織り交ぜながら、意見の述べ方を習得する。日本語能力試験 N1 取得目標
中上級 I	10 週	20 時間 (5 日)	漢字約 2,000 字・語彙 10,000 語を習得
上級 I	10 週	20 時間 (5 日)	実社会で使われる適切な敬語の基本やビジネスシーンで使われる会話・待遇表現・時事問題・文化的背景などを扱う。日本語能力試験 N1 取得目標
上級 II	10 週	20 時間 (5 日)	

(学習の評価)

第9条 学習の評価は、試験成績、出席状況、平常の成績等を総合して決定し、5段階評価とする

(教職員組織)

第10条 本校に次の教職員を置く。

- (1) 校長
- (2) 主任教員
- (3) 教員 50名以上(うち専任17名以上)
- (4) 生活指導担当者 2名以上(うち専任2名以上)
- (5) 事務職員 5名以上(うち専任5名以上)

2 前項のほか、必要な教職員を置くことができる。

3 校長は、校務をつかさどり、所属教職員を監督する。

第4章 入学、休学、退学、卒業及び賞罰

(入学資格)

第11条 本校への入学資格は、次の条件をいずれも満たしていることとする。

- (1) 12年以上の学校教育又はそれに準ずる課程を修了している者
- (2) 正当な手続によって日本国への入国を許可され、又は許可される見込みのある者
- (3) 日本に滞在中、その費用を負担する能力のある者又は負担する能力のある経済的保証人を有する者
- (4) 本校において、その定めた期間、修学する意思がある者
- (5) 本校の諸規定に従う事を誓約する者

(入学時期)

第12条 本校への入学は、年4回とし、その時期は、4月、7月、10月及び1月とする。

(入学手続)

第13条 本校への入学手続は、次のとおりとする。

- (1) 本校に入学しようとする者は、本校が定める入学願書、その他の書類に必要な事項を記載し、第20条に定める入学検定料を添えて、指定期日までに出願しなければならない。
- (2) 前号の手続を完了した者に対して選考を行い、入学者を決定する。
- (3) 本校に入学を許可された者は、指定期日までに第20条に定める入学金及び必要な書類を添えて、入学の手続をしなければならない。

(休学・復学)

- 第14条 生徒が疾病その他やむを得ない事由によって、7日以上休学しようとする場合は、その事由及び休学の期間を記載した休学届に、診断書その他必要な書類を添えて申請し、校長の許可を受けなければならない。
- 2 休学した者が復学しようとする場合は、校長にその旨を届け出て、校長の許可を受けなければならない。

(転校・退学)

第15条 転校・退学しようとする者は、その事由を記し、校長の許可を受けなければならない。

(修了・卒業の認定)

- 第16条 校長は、教育課程で定められた各授業科目について第9条に定める学習評価を行い、一定評価を受けた者に対して当該科目の修了を認定する。
- 2 校長は、本校の所定の課程を修了した者に対して、卒業証書を授与する。
- 3 第3項については、証明書発行規程に定められた内容に準ずるものとする。

(褒賞)

第17条 校長は、成績優秀かつ他の生徒の模範となる者に対して、褒賞を与えることができる。

(懲戒処分)

- 第18条 生徒が、この学則その他本校の定める諸規則を守らず、その本分にもとる行為があったとき、校長は、当該生徒に対して懲戒処分を行うことができる。
- 2 懲戒処分の種類は、訓告、退学の2種とする。
- 3 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する生徒に対して行うことができる。
- (1) 日本国の法律に違反した者
 - (2) 日本の社会道徳に著しく反する行為をした者
 - (3) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
 - (4) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
 - (5) 正当な理由がなく、出席が常ではない者
 - (6) 本校の規則に従わず、本校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者
 - (7) 提出書類の内容に、重大な虚偽のあることが判明した者

第19条 賞罰は、賞罰委員会の議を経て、校長がこれを行う。

第5章 生徒納付金

(生徒納付金)

第20条 本校の生徒納付金は、次のとおりとする。

(1) 入学検定料	22,000 円
(2) 入学金	55,000 円
(3) 授業料及び教材費	660,000 円 (年額)
(4) 設備費及び行事費	55,000 円 (年額)

(納入)

第21条 生徒が在籍中は、出席の有無にかかわらず、授業料を所定の期日までに納入しなければならない。

- 2 生徒が休学した場合は、前項の規定にかかわらず、その始期に属する月から授業料を免除することができる。
- 3 特別の事由がある場合は、第1項の規定にかかわらず、別に定めるところにより、授業料の全部又は一部を減免することができる。

(滞納)

第22条 生徒が、正当な理由なく、かつ、所定の手続きを行わずに、授業料を3ヵ月以上滞納し、その後においても納入の見込みのない場合には、校長は、当該生徒に対して退学を命ずることができる。

(生徒納付金の返還)

第23条 既に納入した生徒納付金は、返金規程に基づくものとする。

第6章 雜則

(寄宿舎)

第24条 寄宿舎に関する事項は、校長が別に定める。

(健康診断)

第25条 健康診断は、毎年1回、別に定めるところにより実施する。

(細則)

第26条 この学則の施行についての細則は、校長が別に定める。

附則

この学則は、平成30年1月1日から施行する。

改定 平成31年10月1日